

申請を行うことなく亡くなられた、単身世帯の世帯主のご遺族代表者に対する給付

豊橋市臨時特別定額給付金の給付

国が実施している特別定額給付金給付事業では、令和2年4月27日（基準日）に豊橋市の住民基本台帳に記録されている方のうち、申請することなく亡くなった単身世帯の世帯主の場合、制度上給付を受けることができません。

今回豊橋市が新たに実施する「豊橋市臨時特別定額給付金事業」では、当該単身世帯の世帯主のご遺族（相続人）代表者を対象に給付を行います。

【特別定額給付金の概要】

1 給付対象者 110人（見込み）

国の特別定額給付金給付事業の基準日である令和2年4月27日時点において、豊橋市の住民基本台帳に記録されている給付対象者のうち、申請期限である同年8月18日までに申請を行うことなく亡くなった単身世帯の世帯主のご遺族（相続人）代表者。

※相続人が複数いる場合は、当事者間の協議により選定された代表者。

2 給付金額 10万円

3 給付金の申請と給付方法

（1）申請方法

8月6日（木）に該当死亡人の死亡時の住所あてに、申請書を発送します。

必要事項を記入の上、必要な添付書類を同封していただき返送していただきます。

（必要な添付書類については、申請書に記載しています）

（2）給付方法

申請者の本人名義の銀行口座への振り込みとします。

4 申請期限 令和2年9月30日（水）まで（郵送の場合は、当日消印有効）

問合せ先 福祉部福祉政策課 課長補佐 伴（電話 51-2356）